

# 鳥取県薬局機能情報提供制度実施要領

## 1 目的

本要領は、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「法施行規則」という。）第11条の2において知事が定めることとされた医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報で別表に掲げる事項（以下「薬局機能情報」という。）の報告の方法について定めるとともに、県民による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

## 2 情報の取扱い

- (1) 薬局開設者は、薬局機能情報を3（1）により県に対して報告し、県は原則として、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。
- (2) 薬局開設者は、薬局機能情報について正確かつ適切な情報を報告し、薬剤師等は当該薬局において、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めなくてはならない。

## 3 薬局機能情報の報告

### (1) 報告の方法

薬局開設者は、以下について、県東部地区に所在する薬局にあつては、鳥取市保健所を経由して鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（以下「医療・保険課」という。）へ、県中部・西部地区に所在する薬局にあつては、当該薬局を管轄する総合事務所へ報告する。

#### ア 定期報告

毎年12月31日現在の状況について、翌年1月31日までに、様式第1号により報告する。

#### イ 随時の報告

薬局開設者は、薬局機能情報のうち、別表の第1の1に掲げる基本情報並びに第1の3（1）及び（3）に掲げる事項（以下「基本情報等」という。）に変更が生じたときは、30日以内に、様式第1号により報告する。

#### ウ 新規開設許可時の報告

新たに開設許可を受けた薬局については、開設許可後30日以内に当該薬局の薬局機能情報について、様式第2号により報告する。

#### エ その他

別表に掲げる事項のうち、基本情報等以外の薬局機能情報に変更（（4）の訂正事項を除く。）が生じたときは、定期報告に併せて行うこととすれば足りるが、住民・患者による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、薬局開設者は薬局機能情報に修正又は変更があったときに、その都度報告することが望ましい。

### (2) 公表

医療・保険課及び総合事務所は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容を確認の上、インターネット、書面による閲覧、パーソナルコンピューター等のモニター画面での表示等により公表するものとする。

### (3) 報告の是正命令等

薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、医療・保険課又は総合事務所の長は法第72条の3の規定に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずることができる。

(4) その他

薬局開設者は、報告した薬局機能情報について誤りがあったときは、速やかにその訂正を医療・保険課又は総合事務所に申し出ることとし、医療・保険課又は総合事務所は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

4 薬局による情報提供

薬局開設者は、薬局機能情報について県へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、パーソナルコンピューター等モニター画面での表示、CD-ROM 等の交付）による情報提供を行うことができる。

附 則

この要領は、平成19年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月12日から施行する。

## 別表（法施行規則別表第一（第十一条の三関係））

### 第一 管理、運営、サービス等に関する事項

#### 一 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 営業日
- (7) 開店時間
- (8) 開店時間外で相談できる時間

#### 二 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
- (2) 薬局の駐車場
  - (i) 駐車場の有無
  - (ii) 駐車台数
  - (iii) 有料又は無料の別
- (3) ホームページアドレス
- (4) 電子メールアドレス

#### 三 薬局サービス等

- (1) 健康サポート薬局である旨の表示の有無
- (2) 相談に対する対応の可否
- (3) 薬剤師不在時間の有無
- (4) 対応することができる外国語の種類
- (5) 障害者に対する配慮
- (6) 車椅子の利用者に対する配慮
- (7) 受動喫煙を防止するための措置

#### 四 費用負担

- (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い
- (2) クレジットカードによる料金の支払の可否

### 第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

#### 一 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数
- (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数
- (3) 薬局の業務内容
  - (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
  - (ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否
  - (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否
  - (iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
  - (v) 薬局製剤実施の可否
  - (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
  - (vii) 薬剤服用歴管理の実施

- イ 薬剤服用歴管理の実施の有無
- ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無
- (viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付
  - イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否
  - ロ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否
- (4) 地域医療連携体制
  - (i) 医療連携の有無
  - (ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無
  - (iii) 退院時の情報を共有する体制の有無
  - (vi) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無
  - (v) 地域住民への啓発活動への参加の有無

## 二 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策の実施
  - (i) 副作用等に係る報告の実施件数
  - (ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無
- (3) 情報開示の体制
- (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (5) 処方箋を応需した者（以下この表において「患者」という。）の数
- (6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数
- (7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数
- (8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数
- (9) 患者満足度の調査
  - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
  - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

## 薬局機能情報届

薬局の名称		
薬局の所在地		
薬局開設許可番号及び年月日		
届出の種類	1 定期報告      2 随時報告（基本情報等・その他）	
変更する項目及び内容 （薬局機能情報の内容を示す別紙を添付する場合はその旨を記載）	項 目	内 容
とっとり医療情報ネット修正	<input type="checkbox"/> 修正済み	<input type="checkbox"/> 未修正
備 考		

上記により薬局機能情報の届出をします。

年 月 日

住 所  
 [ 法人にあつては、主たる  
 事務所の所在地 ]  
 氏 名  
 [ 法人にあつては、名称  
 及び代表者の氏名 ]  
 連 絡 先  
 電 話 番 号  
 ファクシミリ番号

㊞

鳥取県知事

様

(中部・西部) 総合事務所長